

電子的診療情報連携体制整備加算 に関する掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う。電子的診療情報連携体制整備加算について以下のとおり対応しています。

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- 4.診療情報明細書の無料交付・院内掲示を行っています。
- 5.マイナンバー保険証使用率（30%以上）
- 6.マイナンバーカードの利用についてお声がけ、ポスター掲示を行っています。
- 7.マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。

倉内整形外科病院